

市 民後見 育成事業

基調講演が行われ、その後リ 長 例報告が行われました。 による事業に向けての提案と自治体による実施 後見人育成事業支援委員会委員長 法人さわやか福祉財団理事長 となりました。セミナーは、リーガルサポー 方々が来場し会場が満席となる40名以上の参加 不安定な天気にもかかわらず、全国から多くの れました。当日は、停滞する前線と台風の影響で において自治体関係者の方々を対象としたセミ 平成25年9月5日(木)中央大学駿河台記念館 ─「市民後見人育成事業への取組み」が開催さ 松井秀樹氏の挨拶に始まり、前半は公益財団 ーガルサポ 堀田力氏による 中村文彦氏 ト理事

体となる市町村にとっては非常にやりがいある事 ること)が必要であるとのお話がありました。最 本任務を果すためにアウトリ ものであること、住民を保護するという行政の基 主義という従来の行政のやり方では救いきれない 業であるので心意気をもって取り組んで頂きた いく、正していく」ということが必要である、実施主 制度で市民後見人育成に関しても制度を「補って との激励がありました。また、この事業は申請 まず基調講演において、成年後見制度が未熟な チ(手を差しのべ

> む姿勢についてもあわせて語られました。 が紹介され、リー 事業は行政(自治体)主体のもとに行われるべき 条の2等による自治体の取組み義務化によって、 後見人の定義について報告の後、老人福祉法第32 後に後見人の資質とは「本人の立場でものを考え 公的事業と位置付けられたことが改めて確認さ る自治体の役割、リ られる」ことであるとの言葉が印象的でした。次に ました。また、事業を立ち上げる具体的な手順 業に向けての提案においては、育成事業におけ ガルサポー ーガルサポ トが積極的に取り の考える市民

まれている様子が語られました。 民後見人の重要性を認識され、積極的に取り組 志木市、大阪府より各々市民後見人育成に対す る取組みについて報告があり 休憩をはさんで、鹿児島県薩摩川内市、埼玉県 っました。 いずれも市

高齢者福祉グループ 梶原薩摩川内市高齢・介護福祉【鹿児島県 薩摩川内市】 福祉課 一将氏

業の契約件数も県内で群を抜いて多い状況におい 合)が27パー 高齢化率(65歳以上人口が総人口に占める割 セントを超え、日常生活自立支援事

> 民後見人への助言等のサポー 家裁との連携が大事と感じている。リ 修だけではなくその後の後見業務受任後の支援、 らはリ 業を委託し養成講座を実施してきたが、25年度か て、平成23年度からNPO法人に市民後見推進事 トに対しては豊富な実務経験を活かした講座、市 -ガルサポ に委託 トを期待している。 し事業を推進中。 -ガルサポ

相談支援事業所 佐々木 明子氏志木市成年後見センター 【埼玉県 志木市】志木市社会福祉協議会

誕生を期待してい 議、候補者推薦名簿、受任後の活動支援等、体制 成事業を含めた後見支援を行っている。市民後見 支援センター事業の運営を受託し、市民後見人育 実績が評価されて平成24年志木市より成年後見 擁護推進事業委員会」を設置して従来より福祉 の充実を図っている。現在、市民後見人を候補者 人を支えるバックアップ機能として、受任調整会 とした申立の審理中であり、初めての市民後見人 ービス利用援助、法人後見等を行っており、その 専門職・行政・社協役員を構成員とした「権利

堤添 隆弘氏 大阪後見支援センタ-ター福 - あいあいねっと僧祉協議会

大阪府域という広域での活動について紹介。平成

協、市(町)、市(町)社協が各々の役割を分担し連携 としている。 している。いずれは府内全域へ展開することを目標 より11市2町が市民後見人養成を実施し、府、府社 受託する方式で取り組んでいる。現在、この方式に るよう、複数市町村から大阪府が後見支援事業を こで自治体の規模に関わらず事業を推進していけ もあれば、単独では運営が難しい自治体もある。そ 市民後見人が誕生している大阪市のような自治体 18年度より市民後見人養成を開始して70件以上の 報告を終えた登壇者に対し多くの質問が寄せら

会の挨拶がなさ

方々へのお礼と閉 壇者、来場者の にリーガルサポ られました。最後 心に耳を傾けてお をとりながら、熱

副理事長

杉

春雄氏より登

れ、満場の拍手の

第49回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会 プレ企画3

きました。来場された方々は終始真剣な表情でメモ れ、それぞれ実例を踏まえた実践的なお答えを頂

成年後見制度とは・・・? ~権利を守るための、精神保健福祉士の役割を考える~

平成25年6月13日から15日にかけて、第49回公益社団法人日 本精神保健福祉士協会全国大会及び第12回日本精神保健福祉 士学会学術集会が石川県金沢市で開催されました。「ソーシャル ワークの実践『魂』の再生~問われる価値と専門性」を大会テーマ に掲げ、プレ企画、講演会、シンポジウム、分科会等多彩なプログラ ムで充実した大会・学術集会でしたが、中でも、成年後見に関する プログラム「成年後見制度とは・・・?~権利を守るための、精神保 健福祉士の役割を考える~」の報告をいたします。

最初に、道央法律事務所の西村武彦氏から「成年後見制度と欠 格条項の関係 本日は選挙権の問題を語ります」というタイトルで、 被後見人の選挙権訴訟についての報告がありました。西村氏は、 原告を勝訴させた2013年3月14日の東京地裁判決の判旨を解説 した後、国が控訴を断念しなかったことへの怒りと、政府があっとい う間に公職選挙法を改正し成年被後見人の選挙権を回復させた ことについての驚きを語られました。続いて、早稲田大学人間科学 学術院の岩崎香氏から「成年後見制度における意思決定支援と PSW—当事者の人権と制度の課題—」と題する報告がありました。 最初に、本人のベスト・インタレストを第一に考えているイギリスの意 思決定能力法についての解説がありました。そして、日本では、後見 制度が必要以上に本人の権利を制限してしまっているといるため に、経済的に豊かでない人にとっては権利制限あるいは権利剥奪

のだけの制度となってしまい、家族や保健医療福祉関係者からは 後見人は何もしてくれないという評価につながっているというとこと を指摘されておりました。特別養護老人ホームサンライフたきの里 の東裕紀氏からは、本人の『思い』が置き去りにされたまま特別養 護老人ホームに入所してくる高齢者の現状が語られ、PSW(精神 保健福祉士)の役割は財産管理だけでなく、利用者の生活上の課 題に対しても本人と共に取り組むことが求められており、チームの 員として協働するための働きかけが必要であると述べられまし た。また、県立広島大学の金子努氏からは、成年後見制度創設の 背景と創設後の状況が語られ、障害者権利条約に照らして現状の 成年後見制度の問題点を指摘されました。そして、PSWはソーシャ ルワーカーとして、社会正義や人間性の回復という価値基盤・原点

話し合われてプログラムが終了しました。(い)

に立ち戻って成年後見制度をとらえる必要性があり、PSWはあくま でクライエントとの"かかわり"を基軸としてソーシャルワークの実践 を追求していかなければ、その存在意義を失うことになりかねない との問題提起をされました。 シンポジウムの最後には、会場からの意見を取り入れてのディス カッションが行われ、弁護士等の専門家はもっと現場に入って障 害者のことを知るべきだという意見や、複数後見の利用やネット ワークの必要性、PSWが成年後見人に就任することの是非などが

07